

セイコーホールディングス調達活動方針と
持続可能な発展について

SEIKO



はじめに

この度、セイコーホールディングス株式会社では、次の項に記した『セイコーホールディングス調達活動方針』を制定し、その中で、『セイコーホールディングスグループ調達方針』を定めました。

当社グループは『セイコーホールディングスの調達活動方針』で宣言しておりますように、お取引先とは、長期的な信頼関係を構築し、互いに助け合うことでともに生存し、繁栄してゆく、共存共栄の関係を目指していこうと考えております。また、当社グループの基本理念である「社会に信頼される会社であること」の実践を通じて、持続可能な社会の実現に貢献し、グループの社会的責任を果たしてまいります。これらの方針はESG(注1)やSDGs(注2)と共通する考えになりますが、社会課題等解決のためには、自社のみでの行動では限界があるため、お取引先を含めたサプライチェーン全体での取り組みが必要となります。



(注1)ESG: 環境 (E:Environment)、社会 (S:Social)、企業統治 (G:Governance) の3つの要素のこと。これらの非財務情報を重視する投資を「ESG投資」といい、欧米を中心に近年増加しています。

(注2)SDGs: 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) のこと。2015年に国連サミットで採択された、2016年から2030年までに達成すべき国際目標で、経済、環境、社会の17の目標とそれを達成するための169のターゲットが設定されています。

調達方針に掲げたどの方針も重要であります。今回は特に以下について、お取引先と共有させていただくためにその基本的な内容を記載させていただきます。

1.法令遵守

- 1-1.下請法
- 1-2.外為法
- 1-3.商法
- 1-4.独禁法
- 1-5.個人情報保護法

2.人権尊重

- 2-1.児童労働の禁止
- 2-2.責任ある鉱物調達(紛争鉱物問題)

3.地球環境保全

4.BCP対策

5.贈収賄の禁止

お取引先におかれましては、本小冊子をご一読いただくとともに、当社の調達活動方針にご理解いただき当社グループの調達活動により一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

セイコーホールディングス株式会社
調達企画部

セイコーホールディングス調達活動方針

▶セイコーホールディングスの調達活動方針

- セイコーホールディングスグループの基本理念である「社会に信頼される会社であること」の実践を通じて、持続可能な社会の実現に貢献し、グループの社会的責任を実現させます。
- 公正・公平な調達取引を行うことによりセイコーホールディングスグループの信用を築き、さらにSEIKOのブランド力を高めるべく調達活動を行います。
- セイコーホールディングスグループ各社の連携によるシナジー効果の最大化を図ることを目的として、グループ全体へのグループ調達方針の展開を促進します。

▶セイコーホールディングスグループの調達方針

セイコーホールディングスグループは、「お取引先との共存共栄」、「環境・社会・ガバナンスに配慮した調達活動の推進」、「お取引先の公平・公正な評価・選定」を調達方針として掲げ、以下の個別方針に基づきグローバルに調達活動を展開していきます。

1.お取引先との共存共栄

セイコーホールディングスグループとお取引先とは、長期的な信頼関係を構築し、互いに助け合うことでともに生存し、ともに繁栄してゆく、共存共栄の関係を目指すものとします。

2.環境・社会・ガバナンスに配慮した調達活動の推進

グローバルな社会規範を尊重し、お取引先とともに環境・社会・ガバナンスに配慮した調達活動を推進します。

- (1)法令遵守(各国・地域の下請法、外為法、商法、独禁法、個人情報保護法など)
- (2)人権尊重への配慮
- (3)労働安全衛生への配慮
- (4)地球環境保全(グリーン購入等)の推進
- (5)BCP(事業継続計画)の推進
- (6)あらゆる利害関係者への贈賄(違法な贈与、支払、利益供与等)の禁止等に配慮した調達活動を推進します。

3.お取引先の公正・公平な評価・選定

自由競争社会における基本原理である「公正、透明、自由な競争」を尊重し、以下の評価に基づきお取引先を選定します。

- (1)環境・社会・ガバナンスへの取組に積極的であること
 - (2)企業としての信頼性が高いこと(安定した経営状況、リスクマネジメント体制)
 - (3)セイコーホールディングスグループ製品に貢献できる技術力を有していること
 - (4)調達品の品質・価格・納期が適正な水準であること
- などの観点から総合的な評価により行うものとします。

セイコーホールディングスグループ調達方針に則った調達先(サプライヤー)認定基準をグループ内で共有するとともに、適切にお取引先を選定するグループ全体の仕組みの構築および活用、さらにはサプライチェーン全体における価値向上を実現する活動を目指していきます。

目次

はじめに	P.01
セイコーホールディングス調達活動方針	P.03

01 法令遵守		
1-1. 下請法	P.06	
1-2. 外為法	P.06	
1-3. 商法	P.07	
1-4. 独禁法	P.07	
1-5. 個人情報保護法	P.08	

02 人権尊重		
2-1. 児童労働の禁止	P.09	
2-2. 責任ある鉱物調達	P.13	

03 地球環境保全	P.18
------------------	------

04 BCP対策	P.19
-----------------	------

05 贈収賄の禁止	P.20
------------------	------

01 法令遵守

販売/調達等のサプライチェーンの中で遵守すべき法令としては、各国でさまざまな法令がありますが、日本の法令の中で特に代表的なものとして、以下にいくつかご紹介します。企業活動においては、これらに限らず関係するすべての法律、規則を守らなくてはなりません。

1-1. 下請法(下請代金支払遅延等防止法)

親事業者が下請事業者に委託業務を発注する場合、親事業者の一方的な都合により、下請代金を発注後に減額したり、支払いを遅延させたりすることがあり、下請事業者の利益に影響を及ぼすことがあります。

下請法は、こういったことを防ぎ、親事業者と下請事業者の取引を公正なものとし、下請事業者の利益を保護することを目的に制定された法律です。

下請法が適用されるかは、取引内容と親事業者・下請事業者の資本金額によって決まります。下請法の対象となる取引の場合、親事業者には4つの義務と11の禁止行為が課されています。

1-2. 外為法(外国為替及び外国貿易法)

わが国と外国との間の資金や財(モノ)・サービスの移動などの対外取引や、居住者間の外貨建て取引に適用される法律です。

外為法に基づき、特定の貨物の輸出入、特定の国・地域を仕向地とする貨物の輸出、特定の国・地域を原産地・船積地とする貨物の輸入などを行う場合には、経済産業大臣の許可や承認が必要となります。

また、外為法では、対外取引が自由に行われることを基本としていますが、国際平和のためや、わが国の安全を確保するために経済制裁措置を発動することができることとなり、指定する国、個人と取引する際には、許可が必要とされています。

1-3. 商法

商人の営業、商行為その他商事について定めた法律です。単独の法律ではなく商法典の他、会社法、保険法、保険業法、手形法、小切手法などの関連法令を含めた法体系全般のことを指し、企業に関する法律全体をいいます。

会社法：会社の設立、組織、運営および管理について定めています。

保険法：保険契約の成立・効力・履行・終了(共済契約を含む)について定めています。

有価証券法：為替手形・約束手形等を定めた手形法、小切手について定めた小切手法により規定されます。

海商法：海上輸送にともなう商取引について定めています。

1-4. 独占法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

自由経済社会において、公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的に、企業が事業活動を行うにあたって守らなくてはならない基本ルールを定めた法律です。

私的独占(市場を独占しようとする行為)の禁止、不当な取引制限(事業者が共同して、競争を制限する事(カルテル・入札談合等))の禁止、事業者団体の規制、企業結合の規制、独占的状態の規制、不公正な取引方法の禁止(取引拒絶、差別対価・差別取扱い、不当廉売、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売の禁止等)等が規定されています。

違反する行為が行われている疑いがある場合には、公正取引委員会による調査が行われ、その結果違反行為が認められると、排除措置が命じられます。また、カルテルなどの悪質な行為については、課徴金や刑事罰などの厳しい措置が採られます。

1-5. 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)

高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報(特定の個人を識別できる情報)の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的に、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う企業や団体の遵守すべき義務等を定めた法律です。

個人情報の取得・利用、個人データの安全管理措置、個人データの第三者提供、保有個人データの開示請求の4つの基本ルールを規定しています。

顧客リスト、仕入先リストに含まれる個人情報も当然対象となりますので、注意が必要です。



02 人権尊重

「世界人権宣言」(国連)、「ビジネスと人権に関する指導原則」(国連人権理事会)など国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重しなければなりません。いかなる場合においても、人種、国籍、宗教、性別、性的指向、障がいの有無等に基づく、いっさいの差別を行ってはけません。

また、強制労働、児童労働についても容認されるものではありません。

2-1. 児童労働の禁止

国際条約により、演劇の子役といった特例を除き、12歳未満の子どもの労働は禁止されています。また、健康や教育に支障のない「軽易な労働」は、開発途上国において12歳以上の子どもに対して容認されていますが、健康や教育に支障をきたすような労働は15歳未満の子どもにさせることが禁止されています。

15歳以上18歳未満という比較的年かさの子どもであっても、奴隷的扱い(例：人身取引、債務奴隷、子ども兵士、強制労働)、性的搾取(例：買春、ポルノ)、不正活動(例：麻薬の生産・取引)および、その他子どもの健康、安全もしくは道徳を害する労働が禁止されています。

児童労働は、子どもに身体的、精神的、社会的または道徳的な悪影響を及ぼし、教育の機会を阻害します。

> 児童労働の実態

日本では、想像しづらい児童労働ですが、世界では、2016年の調査では、1億5,200万人(男子8,800万人、女子6,400万人)もの児童労働者がいました。

地域別

地域	人数	域内の子ども全体に占める割合
アジア太平洋	6,200万人	7.4%
アフリカ	7,200万人	19.6%
南北アメリカ	1,000万人	5.3%
アラブ諸国	116万人	2.9%
ヨーロッパ・中央アジア	553万人	4.1%

経済部門別

業種	人数	児童労働に占める割合
農業	1億700万人	70.9%
サービス業	2,610万人	17.2%
工業	1,800万人	11.9%

国際労働機関(ILO)駐日事務所HP参照

<https://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/child-labour/lang--ja/index.htm>

出典:Global Estimates of Child Labour「Results and Trends 2012-2016」

<https://www.ilo.org/ipec/lang--en/index.htm>

2000年の調査では、2億4,600万人であったので、大幅に減少していますが、その要因は、各国におけるILO条約の批准や児童労働問題に特別に配慮した国内の取り組み増加などが現状の改善につながったとみられています。

しかしながら、SDGsでは、2025年までに少年兵の徴募や利用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅することを目標としており、その達成のためには、より一層の取り組みが必要です。

CASE1

インド、パキスタンでのサッカーボールの縫製



インド、パキスタンでは植民地時代以来、サッカーボール等各種スポーツ用品の生産が盛んです。サッカーボールの縫製は、零細の縫製工場や各家庭で行われていますが、子どもの手がボールを縫うことに向いているなどとされ、その多くは児童労働によっていました。

1990年代後半に、欧米のメディアがこのことを指摘したことで、スポーツ産業は大きな打撃を受けましたが、それを受けて、さまざまな取り組みが行われています。

スポーツ用品を製造・輸出している企業が参加した財団を設立し、加盟企業の利益の一部を児童労働防止のために拠出しています。また、世界的スポーツブランド会社では、消費者運動とつながり、自社の商品に児童労働によってつくられたものではないというラベルを貼る運動を実施し、さらに児童の教育や職業訓練の支援を行っています。

FIFAでは1996年に労働、雇用に関する基本的ルールを遵守して作られるボールだけにライセンスの使用を認め、ロゴマークを付けることを決め、それが無いボールをワールドカップ等の大会に使用しないようにして、各国団体にもそれを求めています。さらに、政府、地域、国際機関、NGOなどが参加し、モニタリング、教育訓練、家庭への小規模融資などの施策を複合的に実施しています。



CASE2

西アフリカでのカカオ生産

2002年の国際熱帯農業研究所(IITA)の西アフリカ4カ国(コートジボワール、ガーナ、カメルーン、ナイジェリア)での調査によると、約28万人の子どもが鉋を使った開墾作業を行うなど、多くの子どもがカカオ生産にかかわる労働に従事しているといわれています。

小規模な家族経営のカカオ農園が多く、農園経営をする家庭の子ども(6~17歳)の3分の1は一度も学校に行ったことがないことや、カカオ農園で働く子どもの64%が14歳以下であることも明らかとなりました。



この問題に対する国際的な取り組みとして、2001年に世界カカオ財団とその加盟企業が、カカオおよびカカオ製品の生産過程における最悪の形態の児童労働の撤廃に取り組むことや、製品の栽培・製造工程に児童労働がないことを認証するシステムをつくることを約束しました。

2010年9月には、新たな国際会議が開かれ、新たな行動枠組みが採択されました。会議には、米国労働省、ガーナおよびコートジボワール政府、米国菓子協会が参加して、ガーナとコートジボワールにおいて、児童労働のモニタリングシステムの確立、救済活動の強化、カカオ農家の経済的持続性を高めるための収入向上に取り組むことが合意されました。

また、各国NGOなどによる児童労働の問題を直接抱えている家族や地域におけるマイクロレベルの取り組みや、フェアトレードの推進など、カカオがチョコレートなどの製品になるまでのサプライチェーンでの取り組み等も行われています。

＞ 企業としてのかかわり

前記のように「インド・パキスタンで縫製されたサッカーボールが、生産者や流通業者、小売業者の手を経て、先進国の子どもに購入される」といった世界的なサプライチェーンが児童労働を成り立たせてしまっているという問題意識が広まっています。

そのように考えると、サプライチェーンのどこかを断ち切ることができれば、おおもとの児童労働の需要もなくなることになります。したがって、児童労働が問題となっている子どもと地理的に離れた場所で行われる企業や個人の行動が、児童労働撤廃のために力を発揮することができるのです。

1990年代末頃から議論され整備されてきた企業の社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)経営を通じて、環境問題や労働慣行、人権への配慮の国際的基準やイニシアチブは拡大してきました。児童労働にかかわる項目も、企業が従う多くの基準やイニシアチブに含まれています。サプライチェーンマネジメントのなかで、人権を含めたCSRに取り組むことは、児童労働問題を解決する糸口となっています。

2-2. 責任ある鉱物調達 (紛争鉱物問題)

中央アフリカのコンゴ民主共和国(DRC)では、1997年に起こった第1次コンゴ内戦以来、現在に至るまで、紛争が断続的に続いています。

コンゴ民主共和国やその隣接国において、当該地域で採掘される鉱物の一部が、武装勢力の資金源となり、武装勢力による人権侵害(児童労働、強制労働で地域住民からの搾取)や紛争を助長している可能性があることが、国際社会で懸念されていました。

採掘している鉱物は、スズ、タンタル、タングステン、金で、これらは、携帯電話等の電子・情報機器に多く使用されているため、これらを製造している企業、使用しているユーザーは、結果的に武装勢力に加担しているともいわれています。

そこで、この問題での対処のため、欧米で規制を設けて、これらの鉱物を使用している企業側に対する規制を設けました。このような規制では、他の例としては、ダイヤモンドでのキンバリープロセスが知られています。

対象鉱物

紛争鉱物	DRCとその隣接国産出量の全世界産出量に対する割合	使用例
スズ	3.95%	食品・エアロゾール等の缶、窓ガラス製造過程、ハンダ、メッキ、台所用品、集積回路
タンタル	8.14%	携帯電話、ジェットエンジン、カメラレンズ、インクジェットプリンタ、PC、TV、エアバッグ、GPS、高温熱処理炉
タングステン	0.61%	切削工具・金型等、液晶バックライト、携帯電話、溶接棒・放電灯、半導体検査装置、電気接点・放熱板
金	0.44%	宝飾品、クラウン(歯のかぶせ物)、ブリッジ(歯科用)、自動車産業用熱放し器、航空機

出典:USGS「Mineral Yearbook」(2008)及び、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構HP(<http://www.jogmec.go.jp/>)

スズ、タンタル、タングステン、金(これらを総称して3TGと呼んでいます。)

コンゴ民主共和国とその隣接国



規制

米国でのドッド・フランク法(米国2010年成立)が最初の規制であり、欧州でもEU規制が定められ、2021年から全面適用されます。

	米国ドッド・フランク法	EU 紛争鉱物規則
発効日	'10年7月 成立 '12年8月 SEC規則施行	'17年7月 発効 '21年1月 全面適用 (デュー・ディリジェンス義務化)
対象者	米国上場の製造業者	該当鉱物をEUに輸入する業者
対象リスク	武装勢力の資金源か否か	児童労働を含む人権侵害全般
対象鉱物	スズ、タンタル、タングステン、金	スズ、タンタル、タングステン、金
対象地域	DRCとその隣接国	紛争地域および高リスク地域 (CAHRAs)
事業者が行うこと	1.3TG使用の有無、原産国調査 2.サプライチェーンでの デュー・ディリジェンス 3.年次報告提出	1.サプライチェーンの デュー・ディリジェンス 2.年次報告書提出 3.各国による事後確認
今後の動き	現時点でもDFA法は有効	'20年 CAHRAs公開 '20年半ば 川下企業向け透明性 プラットフォームの公開 '20年末 責任ある精錬所リスト公開

出典: JETRO「紛争鉱物に関するEUの取り組みをめぐる動向」(2014)、JEITA「責任ある鉱物調達調査説明会2020説明会資料」(2020)

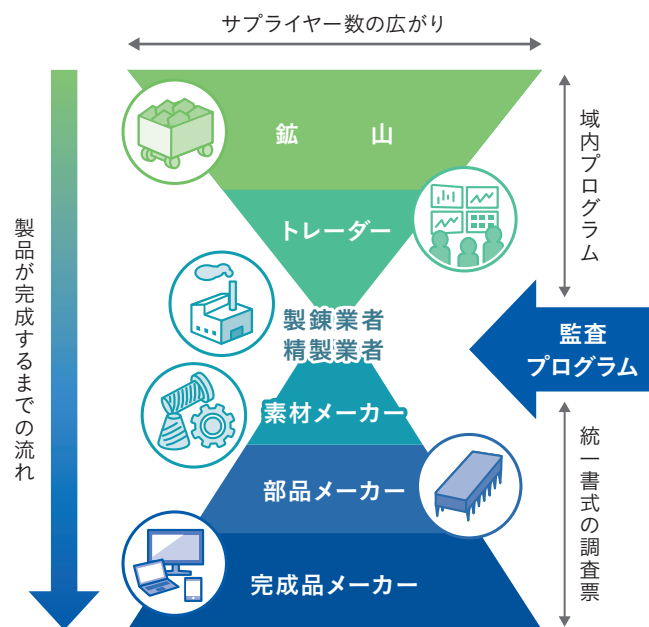
調査の方法

各事業者が、サプライチェーンを鉱山までさかのぼって、武装勢力とかかわりがないことを証明することは、あまりにも多段階となり困難です。

そこで、RBA*の下部組織であるRMI(Responsible Minerals Initiative)では、長いサプライチェーン階層の中で最も数の少ない製錬業者、精製業者を調査し、武装勢力とかかわりがない業者をリスト化しています。

サプライチェーン下流である事業者は、上流にさかのぼって調査し、製錬業者、精製業者までを特定すれば、武装勢力とかかわりがないことが、証明できることになります。このような方法で、効率的に紛争鉱物を排除することを意図しています。

*RBA(Responsible Business Alliance) グローバルサプライチェーンにおけるCSRを促進する世界最大の産業アライアンス



出典: JEITA「責任ある鉱物調達 調査説明会2020説明会資料」(2020)

03 地球環境保全

先進国の大量生産、大量消費を前提とした経済活動や、開発途上国での経済発展に伴う資源消費、人口増加などにより、地球温暖化、資源枯渇や生物多様性の減少、最近では、海洋プラスチックごみ問題など地球環境問題はますます深刻化しています。同時に、企業には、地球環境問題の解決、かけがいのない地球を守っていく責任が益々求められています。

事業活動においては、工場の操業時だけではなく、原材料採取から廃棄にいたるまでのライフサイクルの視点で、CO₂の削減、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、有害化学物質の排除などに取り組む必要があります。また、提供する製品やサービスについての環境負荷の低減に向けた取り組みも必須です。年々、製品に含有される化学物質の管理も厳しくなり、原材料・購入部品を管理していくにはサプライヤーの協力が欠かせません。

また、環境保全活動について、社員全員の意識を向上することや、活動について公開、開示していくことも重要です。



> 今後の展開

3TGに加え、コバルトへの対応が求められています。コバルトは合金材料として重要であり工業的に多く利用されています。3TGと同じくコンゴ民主共和国で多く産出され、産出過程での児童労働が問題視されています。

また、EUの規制にもあるコンゴ周辺以外の武装勢力への資金供与や、児童労働等 人権問題への対象の拡大などが想定されています。

> 私たちのかわり

米国やEUの企業でない日本企業は、直接的には両規制には関係ありませんが、米国、EU企業のサプライチェーンの一部として、調査を求められることがあります。

また、法律を離れても、紛争や、児童労働などの人権侵害のない社会の実現に貢献することは、「持続可能な社会」の実現のために必要なことですので、各企業の積極的な取り組みが必要となります。

04 BCP対策

自然災害の発生やカントリーリスク、企業の倒産などの緊急事態に対し、事業への影響を最小化するために、BCP(事業継続計画)を策定することや、BCM(事業継続マネジメント)として、BCPの導入から、運用、見直しを包括的に統合するマネジメントが必要とされています。

想定される緊急事態に対し、万一、事業活動が中断した場合でも、目標復旧時間内に、自社の優先的に復旧する事業・業務(機能、サービス、製品)を再開し、業務中断に伴うリスクを最小限にするために、計画化することが重要です。

サプライチェーンにおいては、各サプライヤーに対しBCPの策定等を依頼するとともに、さらに上流のサプライヤーに対しても、事業継続の対策を求めてもらうことで、サプライチェーン全体でのリスクの把握とその対策をとっていくことが必要です。



05 贈収賄の禁止

近年、贈収賄行為に関する法規制は国内外で強化され、摘発が厳格化され、より一層の公平・公正で透明性のある事業活動が企業に求められています。

販売、調達活動においては、役員および従業員は、直接間接を問わず、公務員等、その他の事業者に対して、不正な接待・贈答・便益、その他の利益の供与、または申し出や約束を行うこと、およびその職務に関して、直接間接を問わず、不正・不当な利益を求めたり、受け取ったりすることがあってはいけません。

贈物、接待については、社会通念上常識の範囲内とし、それにより取引を決定するようなことがあってはいけません。また、贈収賄行為のほか情実取引、架空取引等の不正取引が行われないよう、購買側、販売側共に、チェック機能と牽制機能を有した社内体制の整備と運用・見直しを行うことが求められます。



本文中で使用した参考文献、HP等

● SDGs

国際連合広報センターHP

(https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

● 児童労働

国際労働機関 (ILO)

「児童労働の世界推計：推計結果と趨勢、2012～2016年」(日本語訳) (2017)

(https://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/child-labour/WCMS_615276/lang--ja/index.htm)

中村まり、山形辰史編『児童労働撤廃に向けて—今、私たちにできること—』(アジア経済研究所、2013)

国際労働機関 (ILO) 駐日事務所HP (<https://www.ilo.org/tokyo/lang--ja/index.htm>)

NGO ACE HP (<http://acejapan.org>)

● 紛争鉱物

デロイトトーマツ紛争鉱物対応チーム編

『ここが知りたい 米国紛争鉱物規制-サプライヤー企業のための対策ガイド-』(日刊工業新聞社、2013)

JEITA 責任ある鉱物調達検討会 HP (<https://home.jeita.or.jp/mineral/>)

JEITA 責任ある鉱物調達 調査説明会2020 説明会資料

(<https://home.jeita.or.jp/mineral/2020seminar/pdf/2020seminar.pdf>)